

武蔵野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
 関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
 援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
 (平成27年3月武蔵野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の
 欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託にあたっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ<u>(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託にあたっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号<u>イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>	<p>字句の改正</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号)の施行による介護

保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、所要の改正
をするものである。